

# 千葉県職親委託要綱

## (目的)

第1条 この要綱は知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号。以下「法」という。）第16条第1項第3号及び千葉県知的障害者福祉法施行細則（昭和60年4月1日規則第25号。以下「施行細則」という。）の規定に基づき、知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (職親の適否)

第2条 市長は、施行細則第4条第1項及び第2項に基づく申込書及び調査書を精査し、職親の適否を認定することとする。ただし、次の各号の一に該当する者を、職親として認めてはならない。

(1) 職業の種類及び性質、職場の環境、家庭等が知的障害者の保健その他その福祉を図るうえで不相当と認められる者。

(2) 職親の動機が知的障害者の労働力の搾取を目的とすると認められる者。

2 市長は、職親として適当と認めた者については、職親申込承認通知書（様式第1号）を、職親とすることを不相当と認めた者については、職親申込不承認通知書（様式第2号）を通知するものとする。

## (委託の対象者)

第3条 保健福祉センター所長は、職親へ委託されることを希望する知的障害者又はその保護者から、施行細則第5条に規定される職親委託申請書の提出を受けた際には、障害者相談センターにその適否について判定の依頼を行い、当該知的障害者の福祉を図るため適当とされた者を委託の対象者とするものとする。

## (委託後の指導)

第4条 保健福祉センター所長は、1年以内の委託期間を定めて委託するものとし、職親の家庭又は事業場を訪問し、必要な連絡指導を行うものとする。

2 保健福祉センター所長は、当該委託期間内に、職親委託の目的が達成されないと認められる場合には、新たに1年以内の委託期間を定め、職親委託を継続することができる。

## (委託の解除)

第5条 保健福祉センター所長は、次の各号の一に該当すると認められたときは、委託を解除するものとする。

(1) 当該知的障害者又は保護者より職親委託解除申請書（様式第3号）により申請を受けた場合。

(2) 当該知的障害者又は職親が事故等により委託が不可能と認められた場合。

(3) 当該知的障害者又は職親がその義務を履行しない場合。

(4) その他委託の措置をとることが不相当と認められた場合。

## (職親の義務)

第6条 職親は次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく保健福祉センター所長へ報告しなければならない。

(1) 委託を受けた知的障害者に身体的又は精神的な変化が認められた場合。

(2) 委託を受けた知的障害者が事故等により一週間以上職親の監督から離れた場合。

(3) 委託を受けた知的障害者の保護、更生指導が困難となった場合。

(4) 事業の内容を変更し、廃業又は移転しようとする場合。

(5) 職親がその責務を果たすことが困難な場合。

(賠償金の補償)

第7条 委託を受けた知的障害者が第三者に加えた損害を当該職親が賠償した場合において、市長はその事情により職親の支出した賠償金の補償をすることができる。

(知的障害者及びその保護者の義務)

第8条 当該知的障害者及びその保護者は次の各号を遵守しなければならない。

(1) 職親の指示、指導に従うこと。

(2) 知的障害者は自ら職業、技能及び生活訓練を修得することは勿論、保護者もこれに協力し、職親から、賃金、給与、その他の名目で金品を要求してはならない。

2 保護者は、次の各号の一に該当する場合は、保健福祉センター所長に報告しなければならない。

(1) 保護者が住居を移動した場合。

(2) 当該知的障害者が理由なく職親のもとを離れ帰宅した場合。

(3) 当該知的障害者の身体的、精神的変化を認めた場合。

(4) 当該知的障害者が事故等により引き続き1週間以上休む場合。

(5) 保護者が変わった場合。

(委託費)

第9条 市長は委託の措置をした職親に対し、措置者1人につき月額30,000円を支払うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

(実施期日)

第11条 この事業は昭和37年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月18日から施行し、平成16年度分の委託費から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条第2項）

職親申込承認通知書

年 月 日

申請者  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 様

千葉市長



あなたは 年 月 日付で、知的障害者福祉法第16条の職親の申込をされましたが、職親として認められたので通知します。

登録年月日 平成 年 月 日

登録番号 第 号

様式第2号（第2条第2項）

## 職親申込不承認通知書

年 月 日

申請者  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名 様

千葉市長



あなたは 年 月 日付で、知的障害者福祉法第16条の職親の申込をされましたが、職親として認められませんので通知します。

(理由)

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号（第5条第1号）

## 職親委託解除申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者  
住 所  
（ふりがな）  
氏 名

㊟

職親への委託の措置を解除することを希望しますので申請します。

対 象 者 名	
対 象 者 住 所	
職 親 氏 名	
解 除 希 望 年 月 日	年 月 日 限り
解 除 理 由	

（注）記名押印に代えて署名することができます。

千葉県職親委託要綱運営については、この細目による。

1 委託費の請求方法

知的障害者の委託を受けた職親は、3ヶ月毎に請求書（様式第4号）を市長に提出すること。

2 国民健康保険との関係については、次のとおり取り扱うこと。

(1) 当該知的障害者がその属する世帯より職親の居住地へ住所を異動しても異動する前の世帯員として取り扱うこと。

なお、上記により難い特別の事情がある場合は、その都度保険年金課と別途協議のうえ決定するものである。

3 医療費について

職親に委託した知的障害者の医療費については止むを得ざるものの以外、保護者の負担とする。

但し、当該知的障害者の属する世帯が生活保護法による保護の適用を受けているときは、その者の医療費については医療扶助の適用を受けるものであること。

4 この運営については、昭和37年9月より実施する。

様式第4号

請 求 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

職親登録番号 第 号  
住 所  
氏 名 印

下記の金額を請求します。

金 円也

ただし、千葉市職親委託要綱に基づき委託を受けた者に対する委託費として

委託を受けた 知的障害者の住所	
氏 名	
委 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
通い・住込の別	

※上記の期間実施済みであることを認証する。

年 月 日

千葉市

所長

